

メールによるお申込 ▶ seminar@ztrust.jp
 FAXによるお申込 ▶ **03-3288-5679**

受講料：無料
 会場：都道府県会館
 主催：税理士法人トラスト

●お申込を受付後、受講番号をメールでご案内いたします。

『平成31年度 税制改正』セミナー 『消費税の軽減税率・インボイス制度』セミナー

参加日	<input type="checkbox"/> 平成31年 2月18日(月)	時間	<input type="checkbox"/> 13:30～15:00 『税制改正』セミナー
	<input type="checkbox"/> 平成31年 2月20日(水)		<input type="checkbox"/> 15:15～17:00 『消費税の軽減税率・インボイス制度』セミナー
	<input type="checkbox"/> 平成31年 3月 7日(木)		<input type="checkbox"/> 13:30～17:00 両方出席

※参加日と参加時間にチェックマークを入れてください。

受講お申込者 ※会場収容人数の都合上、参加をお断りする場合がございます。予めご了承ください。

貴社名			
所在地	〒 - -	TEL	- -
		FAX	- -
所属	役職		
ふりがな	Eメール		
お名前			

誤ってご案内が届いてしまった場合や今後このようなセミナーのご案内が不要な場合にはデータを削除いたしますので、お手数ですがにチェックを入れて上記FAX番号までご返信くださいますようお願い申し上げます。

ご記入頂きました情報は弊社個人情報保護方針に基づき適切に取扱い、管理し、イベント情報を提供する為に使用致します。本目的以外での流用、第三者への開示は一切ございません。

会場案内

■会場：都道府県会館 1階 [大会議室]
 ■住所：東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館
 TEL 03-5212-9162 FAX 03-5212-9163



地下鉄 有楽町線・半蔵門線「永田町」駅
 ●5番出口から地下鉄連絡通路を経て徒歩約1分
 南北線「永田町」駅
 ●9b出口から地下鉄連絡通路を経て徒歩約1分
 丸の内線・銀座線「赤坂見附」駅
 ●D出口から徒歩約5分



[差出人]
 〒102-0083
 東京都千代田区麹町3-3 丸増麹町ビル6階
 税理士法人トラスト
<http://www.ztrust.jp>



平成31年度
 税制改正セミナー
 消費税の軽減税率・
 インボイス制度セミナー

[開催日] 平成31年 2月18日(月) 13:30～17:00
 2月20日(水) 第1部 13:30～15:00 (受付開始13:00)
 3月 7日(木) 第2部 15:15～17:00 (受付開始15:00)

[講演] 第1部 『平成31年度税制改正』セミナー
 第2部 『消費税の軽減税率・インボイス制度』セミナー
 ※第1部又は第2部のいずれか一方の参加も可能です。

[定員] 各100名

[開催場所] 都道府県会館 1階 [大会議室]

(主催) Trust
 税理士法人トラスト

OPEN

開催の要領

第1部 『平成31年度税制改正』セミナー

13:30~15:00 (受付開始13:00)

プログラム

1. 法人税に係る税制改正

- (1) イノベーション促進のための研究開発税制の見直し
- (2) 中小企業による積極的な設備投資等の支援
- (3) 中小企業者向け各租税特別措置における大企業の範囲の見直し
- (4) 仮想通貨の評価方法等
- (5) M&A・組織再編税制の見直し
- (6) 法人事業税の税率の改正 など

2. 消費税に係る税制改正

- (1) 外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出品販売場制度)の見直し
- (2) 金地金等の密輸に対応するための仕入れ税額控除制度の見直し など

3. 国際課税に係る税制改正

- (1) 過大支払利子税制の見直し
- (2) 移転価格税制の見直し
- (3) 外国子会社合算税制の見直し など



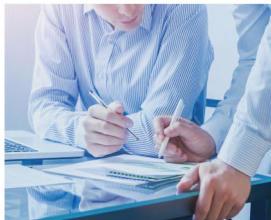
4. 納税環境整備

- (1) 情報照会手続の整備
- (2) 法人の電子申告の義務化に伴う所要の措置

5. その他の改正

- ※今後の改正動向により上記の内容が変更になる可能性があります。
- ※本セミナーは、経理担当者様向けに企業税務に係る改正を解説します。個人所得課税、贈与税・相続税、事業承継税制等の改正は対象外としておりますのでご注意ください。

セミナーの目的



平成31年度税制改正を解説するセミナーです。企業税務について、平成31年度税制改正では、まず、**イノベーション促進のための研究開発税制の見直しや中小企業による積極的な設備投資等の支援に係る改正**が行われることになります。また、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築を目的として事業税率の見直しが行われます。さらに、消費税では、外国人旅行者向け消費税免税制度の見直しや金地金等の密輸に対応するための措置を講ずることになり、国際課税では、過大支払利子税制及び移転価格税制について「BEPS」に対応するための必要な制度改正が行われます。以上を踏まえ、本セミナーでは、平成31年度税制改正について解説します。なお、個人所得課税、贈与税・相続税、事業承継税制等の改正については本セミナーの対象外としているためご注意ください。

開催の要領

第2部 『消費税の軽減税率・インボイス制度』セミナー

15:15~17:00 (受付開始15:00)

プログラム

1. 10%と軽減税率導入スケジュール

2. 10%引上げと経過措置

3. 軽減税率の対象範囲

4. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入

- (1) 区分記載請求書等保存方式
- (2) 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入



5. 軽減税率導入後の消費税額の計算方法

- (1) 区分記載請求書等保存方式の計算方法
- (2) 適格請求書等保存方式の計算方法
- (3) 売上げ又は仕入れを複数税率で区分することが困難な場合の計算方法
- (4) 免税事業者からの課税仕入れに係る仕入れ税額控除
- (5) 仕入税額控除の要件の見直し



セミナーの目的

平成31年10月1日から消費税率が10%に引上げられるとともに、標準税率(10%)と軽減税率(8%)の複数税率制度が導入されます。また、平成35年10月1日からインボイス制度が導入されます。この消費税率引上げに伴う軽減税率制度とインボイス制度の導入により、税率ごとの対象品目の区分、請求書の記載内容の変更、消費税額の計算方法の変更など、現行の消費税の取扱いが大きく変わることになります。そこで、今回、軽減税率制度とインボイス制度の概要について解説します。

事務所概要

税理士法人トラスト

<http://www.ztrust.jp/>



上場会社(21社)・上場グループ会社(約150社)を中心とする企業クライアント(約200社)に対し、税務コンサルティング業務を提供している。近年、企業を取り巻く税務環境は複雑化傾向にあり、上場企業の連結納税導入支援・M&Aに伴う税務スキーム相談・海外進出に伴う税務相談など、多方面の税務事案に関与している。また、HAYABUSA International(国際会計事務所ネットワーク)に加盟し、日本企業の海外進出サポート体制を強化している。

書籍案内

